



2022年7月28日

自治会員各位

モアナヴィラ新浦安自治会

「サークル支援制度」のご案内

平素より自治会活動に対しご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

自治会では、その活動目的である「会員相互の親睦を図り、住み良い住宅地を作ること」の見地より、平成24年度より「サークル支援制度」を導入いたしました。昨今はコロナ禍により募集を停止しておりましたが、今年度につきましては利用申込を受付いたします。

下記内容を確認いただき、所定の申込書式により**8月14日(日)**までにご応募ください。

記

1. 支援対象サークルの応募基準

- (1) サークル代表者が自治会員であること
- (2) 原則として、当該サークルのメンバー全員がモアナヴィラ新浦安の住民であること
- (3) サークルに参加するメンバーが5人以上かつ3世帯以上、また3名以上が20歳以上であること
※既存／新設を問いません。今回を機に新たにサークルを立ち上げる事も歓迎します。

2. 支援内容

原則として**1サークルにつき2万円/年(最大5サークルまで)**を補助金支給により支援します。
※申込サークルの活動内容・規模を勘案し、予算内で増額支援可否を検討することがあります。

3. 申込方法

申込書式に必要事項を記入し、**8月14日(日)**までに管理事務室の自治会ポストへ投函ください。

4. 審査要領

厳正な審査の上で、自治会役員会にて支援可否を決定します。

5. 支援決定後の対応

- (1) 代表者の方に連絡の上、指定銀行口座への振込により補助金を支給します。
- (2) 3月末までに所定の書式により活動実績を報告いただき、自治会にて監査を行います。
- (3) 制度主旨に反する場合や不正が判明した場合は返戻を求めることがあります。また補助金に余剰がある場合も返戻いただくことがあります。

以上

「サークル支援制度」のお申し込みに関するご案内

サークル支援制度のお申し込みにあたり、予め以下事項をご確認ください。

1. 制度主旨について

- (1) 本制度は、「会員相互の親睦を図り、住み良い住宅地をつくる」との自治会の活動目的の見地より導入したものです。その主旨を理解いただき、「相互交流に資するサークルであること」「開かれたサークルであること(希望者にはいつでも参加・加入の機会が与えられる事)」を具備していただきますようお願い申し上げます。
- (2) 支援決定の際は、夏祭り等の機会に「活動内容の紹介」「参加者の募集」等をお願いすることを想定しておりますので、その際にはご協力賜りますようお願い申し上げます。
- (3) お申し込みに際しては、別添の「サークル支援制度運営規則」をご理解いただいたものとして取扱いますのでご了承ください。

2. 申込について

- (1) 「(書式①)サークル支援制度申込書」および「(書式②)サークルメンバー名簿」に必要事項を記入の上、お申し込みください。
- (2) サークルの既設／新設は問いませんが、特に今回を機に新たにサークルを設置される場合は、今後の活動内容・活動計画をしっかりと策定した上でお申し込みください。
- (3) お申し込み内容、審査結果については、自治会役員限りの情報として厳重に取扱います。
- (4) 必要に応じ、申込内容について個別に確認させていただく場合があります。
- (5) 疑問点は、自治会へ事前にメールにてご照会ください。
(自治会メールアドレス:jichikai@moanavilla.com)

3. 活動実績報告について

- (1) 支援決定・補助金支給の場合は、翌年3月末までに「(書式③)サークル支援制度活動実績報告書」にて活動実績を自治会宛にご報告ください。また継続してお申し込みいただく場合は、年度ごとに改めてお申し込みいただく必要があります。
- (2) 補助金を使用した支出については、実績報告時に領収書(写)を添付しご提出いただきますので、領収書は大切に保管いただきますようお願い致します。

以上

(書式①)本書式および書式②サークルメンバー名簿をセットでご提出ください

申込日 年 月 日

2022年度 サークル支援制度 申込書

| | |
|------------------------|---|
| サークル名 | |
| 設立の時期 | (既存サークルの場合は設立時期/新設予定の場合は設立予定時期) |
| 設立・活動の目的 | (主たる活動目的・内容を記入) |
| サークル人数 | (書式②サークルメンバー名簿も作成してください) |
| 代表者名 | (自治会員であることを要します) |
| 代表者部屋番号 | パークシティモアナヴィラ新浦安 号室 |
| 代表者電話番号 | 047- - |
| 代表者メールアドレス | (@moanavilla.com からのメールを受信可能なアドレスを記載してください) |
| 活動実績・活動計画 | (これまでの活動実績・今後の活動計画を簡記してください) |
| 年間予算(概算) | (サークルの年間予算規模・概算および使途を簡記してください) |
| 補助金希望額 | (原則として2万円、増額可否は自治会にて検討します) |
| 補助金の使途 | (補助金の使途予定を記載してください) |
| 代表者銀行口座 (補助金入金指定口座) | 銀行 支店 普通預金 口座番号 口座名義 |

(書式②)書式①申込書とセットでご提出ください。

作成日 年 月 日

サークルメンバー名簿

| | | | |
|-------|--|--------|--|
| サークル名 | | メンバー人数 | |
|-------|--|--------|--|

| 役職等 | 部屋番号 | 氏名 | 年齢 |
|-------|------|----|----|
| (代表者) | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※欄が足りない場合はコピーしてご利用ください。

(書式③)翌年3月末までにご提出ください。

報告日 年 月 日

2022年度 サークル支援制度 活動実績報告書

| | |
|----------------|---|
| サークル名 | |
| 設立の時期 | |
| 設立・活動の目的 | (主たる活動目的・内容を記入) |
| サークル人数 (直近) | (書式②サークルメンバー名簿も作成してください) |
| 代表者名 | (自治会員であることを要します) |
| 代表者部屋番号 | パークシティモアナヴィラ新浦安 号室 |
| 代表者電話番号 | 047- - |
| 代表者メールアドレス | (@moanavilla.com からのメールを受信可能なアドレスを記載してください) |
| 活動実績 | (今年度の主な活動実績・・・実施時期・内容・参加者数等を簡記してください) |
| 年間予算(支出実績) | (今年度の支出実績・・・概算および使途を簡記してください) |
| 補助金の使途 | (補助金の使途および金額を記載し、裏面にサークル名宛の領収書写を添付してください) |
| 次年度の継続希望(※) | (次年度の継続希望有無、支援希望金額を記載してください) |

※継続が適当と判断した場合は別途連絡いたします。その際は改めて申込書を提出いただきます。

サークル支援制度運営規則

第1条(趣旨)

本規則は、モアナヴィラ新浦安自治会員および居住者の親睦・交流を図ることを目的として設立され活動するサークル等に対し、自治会が当該活動を支援するに際し、必要な事項を定めるものとする。

第2条(支援条件)

支援対象とするサークル等は、以下条件を満たすものとする。

- (1)サークル代表者が自治会員であること。
- (2)原則として、当該サークルのメンバー全員がモアナヴィラ新浦安住民であること。
- (3)サークルに参加するメンバーが5人以上かつ3世帯以上、また3名以上が20歳以上であること。

第3条(支援内容)

- (1)サークル活動資金の一部を補助金支給により支援する。
- (2)支援金額は、原則として年間2万円/1サークルとし、最大5サークルまで支援する。
- (3)自治会では年間10万円を上限として、当該予算を年間予算に計上する。
- (4)制度利用を希望するサークル数が上限数に満たない場合には、予算範囲内で希望サークルより増額希望を受付する。その際の上限は1サークルあたり5万円までとする。

第4条(申込時期・方法と支援期間)

- (1)申込(継続申込を含む)は、所定の書式により毎年4月～6月に受付する。受付に際しては、当該サークルの設立目的、代表者、参加者、活動実績および活動計画、予算案等を確認する。
- (2)期中の申込については、予算等を勘案しながら適宜対応する。
- (3)支援期間は、支援決定から翌年3月末(自治会決算時期)までとする。

第5条(審査)

- (1)自治会内では総務の所管とし、申込内容が制度趣旨に沿うものを審査する。
- (2)2万円を超える支援希望については、サークル規模・活動内容を鑑み、その妥当性を特に審査する。
- (3)最終的な支援可否は自治会役員会にて決定する。

第6条(補助金の支給)

- (1)支援が決定したサークルに対しては、自治会定期総会での予算案承認後に補助金を支給する。
- (2)補助金支給は、サークル代表者が指定する預金口座への振込により行う。

第7条(活動報告および監査)

- (1)支援を受けたサークルは、支援期間終了の翌年3月末までに、所定の書式により活動実績および補助金の使用内容を自治会宛に報告するものとする。
- (2)自治会(総務)は、報告内容を監査し、活動内容・補助金使用内容が本制度の趣旨に沿うものかを確認する。

第8条(補助金の返戻義務)

- (1)制度趣旨に反する場合や、不正が判明した場合には、支給済の補助金の返戻を求める。
- (2)補助金に余剰がある場合には、余剰分の返戻を受ける、もしくは翌年度も制度利用を継続する場合には余剰分を差し引きして翌年分の補助金を支給する。

第9条(自治会員への報告)

本制度の利用状況・補助金支給実績等について、定期総会で自治会員へ報告する。

(附則) この規則は、平成26年5月18日より施行される。

(改正)平成28年5月21日、令和3年5月23日